

ジャンボタニシ駆除薬剤の購入を助成します！

1. 事業名

「伊豆の国市農作物危害生物駆除事業費補助金」

2. 補助対象者

- ・市内の農地で、**水稻生産を行う個人及び団体**
- ・申請年度の**4月1日から7月31日まで**に補助対象薬剤の散布を行う者
- ・市税を滞納していない者
- ・申請年度において、既にこの補助金の交付を受けていない者
- ・伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと

3. 補助率

補助率	上限額
補助対象薬剤購入費の 2分の1以内	50,000円

※補助額に100円未満の端数がある場合は切り捨てとします。

4. 補助対象薬剤

農林水産省の登録を受けている農作物危害生物の防除及び殺員を目的とした薬剤

5. 申請方法

- ①交付申請書（様式第1号）
 - ②事業計画書（様式第2号）
 - ③収支予算書（様式第3号）
 - ④散布する水田の位置図
- 上記、書類に必要事項を記入して農林課窓口へ直接提出してください。

6. 申請期限

申請年度の**7月15日**又は**事業開始日の7日前**のいずれか早い日まで

7. 注意事項

- ・申請は**1人1回**までとなります。薬剤を複数購入した場合はすべての**領収書**及び散布する薬剤が分かる**写真**が必要です。
- ・申請受付期限に関わらず、予算が無くなり次第、終了又は減額とさせていただきますのでご了承ください。
- ・農薬の散布時には、飛散防止に努めるとともに、近隣の住民及び耕作者への**十分な周知**を行ってください。



【問い合わせ】

伊豆の国市長岡346-1（あやめ会館1階）
伊豆の国市役所 産業部 農林課
電話：055-948-1460